

第5回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和7年8月8日（金）午前 10 時 00 分
仙台第四合同庁舎 2 階 共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、桑原委員

労働者代表

阿部委員、泉委員、大宮委員

使用者代表

飯野委員、高橋委員

補 佐 ただいまから、令和7年度第5回宮城地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日の専門部会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、ご協力をよろしくお願い申し上げます。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

始めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

桃井委員、柳井委員より欠席の旨、報告を受けておりますため、

公益代表委員 2名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 2名

以上7名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることを報告します。

補 佐 8月5日の専門部会において令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する答申の内容をご説明したところですが、中央最低賃金審議会会長から地方審議会委員へのメッセージ動画が届いておりますので、視聴いただきたいと思います。

（会場に設置した大型モニターにより動画を視聴）

皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。今年度も、目安の位置付けの趣旨、あるいは中央最低賃金審議会がとりまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいということでございます。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方をここでお伝えしておきたいと思います。

まずは、最低賃金は法定の3要素というのを求めています。労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されております。

その際、地域間のバランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっております。

具体的には、中長期の金額目標と、地域間格差是正になります。

次に目安について、ご説明したいと思います。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもありうるというふうに私共は考えております。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、

公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心していただきたいと思います。

では、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねました。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なりますが、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目しました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについてご説明をいたします。

まず「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきました。それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をしました。足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労

者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっており、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていること。こういった点を公労使で確認いたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういった中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにいたしました。

具体的には、「頻繁に購入する品目」「1か月に1回程度購入する品目」「基礎的支出項目」「食料」の4つでございます。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度

は 10 月以降の平均が 3.9%でありましたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案いたしました。

なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっております。

3要素の2番目「賃金」については、連合、経団連、日本商工会議所、厚生労働省の 30 人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したところでございます。

最後に、3つめ「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけです。例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認しております。

その際、資本金規模が 1000 万円未満の企業が厳しいといったデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向というふうに考えました。

さて、今年度示した目安についてですが、これまでの説明した点と重複いたしますが、しかしここは強調したいと思いますので申し上げます。

3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目いたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところであります。具体的には、全国加重平均としては、今年度は 6.0%、63 円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から

少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だと意識してまいりました。

そういった中、消費者物価指数、具体的には持家の帰属家賃を除く総合の上昇率が、Aランクで 3.8%、Bランクで 3.9%、Cランクで 4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的には、Aランク 63 円・5.6%、Bランク 63 円・6.3%、Cランク 64 円・6.7%です。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配慮、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に発効日についてです。

発効日については、10 月 1 日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も上がっております。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第 14 条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望したいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央

最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私共は期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果にこれからも注目していきたいと思います。

以上、私からのメッセージでした。

補佐 それでは議事に入りますので、議事進行は部会長にお願いいたします。

部会長 それでは議題（１）「宮城県最低賃金の改正に係る審議」に入ります。

前回第４回の専門部会の金額審議の状況を確認いたします。

労働者側は、連合リビングウェッジ 1,160 円と宮城県最低賃金額 973 円との差額 187 円を３年間で解消するということで 63 円に、令和 6 年度の宮城県最低賃金の引上額と東北他県の最低賃金の引上額の平均との差額である 5 円を加え、宮城県最低賃金額を 68 円引上げ、1,041 円とするとの見解でした。

一方、使用者側は、日本商工会議所の 6 月公表の中小賃上げ率 4.03% に、毎月勤労統計調査の決まって支給する給与額の令和 6 年の平均値が実質賃金の -1.2% であることから、1.2% 分を上乗せし、現在の宮城県最低賃金額を 51 円引き上げ、宮城県最低賃金を 1,024 円とするとの見解でございました。

まずここで、労働者側、使用者側から、補足等がございましたらあればお願いします。

まずは労働者側からお願いします。

阿部委員 補足はございません。

部会長 補足なしということでございました。次に使用者側から補足等がございましたらお願いします。

飯野委員 使用者側もございません。

部 会 長 使用者側も補足がないとのことでした。今の段階で、提示した労働者側、使用者側からの具体的金額には、隔たりがありますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。前回の最後にさらなる歩み寄りをお願いしたところです。今ほど上映した中央最低賃金審議会会長のメッセージの内容なども参考に、休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せを行ってください。
よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休 会 ～

部 会 長 専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それぞれから提示額、現在の宮城県最低賃金の時間額 973 円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 最初に使用者側からお伺いします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

飯野委員 結論から申し上げます。プラス 54 円の 1,027 円ということで再提示をさせていただきたいと思います。

これは地域のデータということで仙台市の消費者物価指数を参考にいたしました。どの指数を参考にするかというのは非常に悩ましいのですが、いずれ物価というのは変動しますので、一定の期間を見るべきだと考えています。昨今の物価高の影響というのが特に生活費から食料費品に影響するところが大きいと考えておりまして、ただ一方で例えば季節性のものですとか天候要因等で変動することもありますので、こういったところも念頭に置く必要があるかと思っています。そこで仙台市の消費者物価指数の中で、食料品の物価上昇に着目して、直近 1 年間の平均を前年の同じ期間と比較したところ、5.55%ぐらいになります。中央の審議会のデータを見まして

も食料品などの物価について、昨年 10 月から 6 月までの平均をとっていたということでこうした考えを参考にさせていただきました。これは賃金改定後の 10 月からという意味だと思いますけれども、見方によってはデータを都合よく切り取った印象も出てしまうということも考えて、単純に 1 年間追っていったということでございます。この数字に着目して先ほど提示した金額になります。前回提示させていただいたプラス 51 円が、物価上昇による目減り分を反映したものと考えておりますので、その数字を超えておりますので、それから食料品の物価を参考にしたということでより実感しやすいという点を考慮したものでございます。

なお、今回の中央審議会の目安提示を受けまして新聞テレビ等ではいわゆる「年収の壁」の問題を指摘しております。最低賃金が上がっても労働時間を調整するため年収は変わらないですとか、年末の繁忙期にかけて人手不足に拍車をかけることになる。こういったような最低賃金の大幅な引き上げによるメリットだけでなく、デメリットを報じる報道も散見されております。こうした最低賃金の大幅な引き上げが、特に中小零細企業における人手不足の要因になりかねないということに留意する必要があるだろうと考えております。

これまでの審議の中で労働者代表の皆様から、特に若者を中心とした人材の県外流失を防止する必要があるとご指摘がありましたが、使用者側からも言及させていただきたいと思います。非常に大事な視点だと思っております。使用者側としましても地域の受け皿として賃金水準を含めて魅力ある職場、企業を増やしていかなければならないと考えております。また、選択肢が多ければ多いほど人材流出の防止につながると思っております。県内には知名度は低くても優良企業はたくさんございます。こうした企業の認知度を高めてその企業の魅力を伝える努力が必要と考えておりまして、会員企業にも呼びかけているところでございます。確かに人材流出の要因の一つに最低賃金というものもあるかもしれませんが、最近の議論を見ていきますと、特にCランクの県を中心にとということになるのかもしれませんが、他県との比較優位性がやや強調されすぎているように思います。地方審議会を設置する理由は、地域ごとの物価や生活費、賃金などの違いを審議に反映させることで一種の公平性を確保してきたということがあると思いますので、一旦、立ち止まって冷静に審議を進めるべきかと考えております。

以上の考え方を踏まえまして、いずれ中央審議会から示された目安プラス 63 円というのは、今の経済の実態からしますとかなり無理をした数字ではないかと思っております、急激な引き上げは、地域経済、特に雇用への影響を心配しているところでございます。こうした点も踏まえて先ほど提示した金額というのは、これ以上は難しいと使用者側も考えております、精一杯の譲歩であるということをご理解いただきたいと思います。

部 会 長 次に労働者側からお伺いします。打合せ後の具体的金額等について、説明をお願いします。

阿部委員 特に今年度の引上げ金額については、賃金の改定率、この改定率は連合や日商だったり様々ございますが、実質賃金がマイナスになっているのでそこを上乗せすると。特に近年では、更に生活必需品を含む指数項目に係る消費者物価指数、これの上昇分については留意していかなければいけないと思っております。

今日は冒頭で中央の藤村会長のメッセージがありましたけれど、中央審議会の公益見解として示されている中で、まず事業の支払い能力については個々の企業の支払い能力を指すものではないと解されていて、目安審議においても厳しい産業、企業の状況を見ての議論ではなく統計等に基づいて議論をすると。企業においては賃金支払い能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈されております 30 人未満の企業の改定率を表す第 4 表における上昇率が平成 14 年度以降で過去最高となっていると。これも一定の限度はありつつも考慮する必要があると。これら生計費、物価、賃金、支払能力この 3 要素すべてが上昇基調にあるということを総合的に勘案し、昨年度に続いて消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目していく。また、最低賃金近傍に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに賃上げの流れの維持、拡大を図って非正規雇用や中小企業、小規模事業者にも波及させること。最低賃金法第 1 条に規定されており、最低賃金制度の目的については賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証し、その労働条件の改善を図って、もって労働者の生活の安定に資するとともに国民経済の発展に寄与するものであることにも留意をする必要があるといった部分が中賃の公益委員

見解でも示されているところです。

また、影響率についてですが、今回目安は 63 円ですけれど、影響率を参考とする際に 63 円から 67 円ではほとんど変わっていないということ。

これらを総合的に勘案して、労働者側としては 66 円引き上げの 1,039 円という金額を提示させていただきたい。本日を含め 5 回の専門部会で議論をしてまいりました。労使双方の立場で種々意見を述べさせていただきました。労働者側といたしましても消費者物価指数ですとか地域間格差というのは非常に重点を置いてございまして総合的に勘案いたしましても労働者側としては今回の 66 円引き上げというのが最終提示ということで金額提示させていただきます。

部 会 長 ただいままでの審議では、

労働者側が前年度プラスの 66 円して 1,039 円、使用者側がプラスの 54 円、額にして 1,027 円という状況で 12 円の開きがあり、合意に至っていません。

また、労働者側、使用者側からこれ以上の金額の提示は困難とのお話もございました。これ以上の歩み寄りには困難ということでございます。これまで十分にご検討、ご議論いただいたところでございますので、それら議論の過程を踏まえまして、公益委員の見解をお示しし、労使それぞれでご検討いただくということでいかがでしょうか。

委 員 （異論なし）

部 会 長 それでは、公益委員の間で協議した結果について、お話をさせていただきます。

引上げ額は、65 円とし、発効日は、引上げ額の決定後に専門部会において協議をする。65 円の引上げで 1,038 円ということです。

その理由について説明します。

労働者の生計費については、仙台市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年 6 月までで平均 4.0% となるなど昨年の平均 4.1% に引き続き高い水準となっています。所得の低い世帯の家計への影響が大きい食料価格を消費者物価指数の食料をみると同様の期間で平均 6.2%、今年 1 月から 6 月までは、

6.2～7.5%と高い水準で推移しています。2年前の同期と比較した上昇率では、仙台市の食料の消費者物価指数が全国の食料の消費者物価指数の上昇率を 1.0 ポイント上回る 13.3%となっています。特に最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが必要と判断しました。

賃金については、春季賃上げ妥結状況等における賃金引上げ結果に関していずれも昨年を上回る水準になっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①②における宮城を含むBランクの今年の賃金上昇率が 2.9%で昨年の 2.4%を上回り平成 14 年以降最大となっています。

通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たりの 付加価値額が高い水準で推移しています。一方で、賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられます。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性があります。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられます。

これらを総合的に勘案し、特に食料等の消費者物価の上昇が続いていることや、賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることを考慮し、最低賃金法第1条に規定しており、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、宮城県最低賃金を 973 円から 6.7%、65 円引き上げ、1,038 円とすることが適当であるということで判断をいたしました。

部 会 長 労使それぞれのお立場はあるかと思いますが、当専門部会は、それぞれの歩み寄りにより妥当な結論を出すということが使命となっております。

労使それぞれが公益委員からの見解を踏まえ、再度ご検討をいただきまして、結論を得られるよう、さらに審議を尽くしたいと考えておりますので、従いまして只今ご説明した点についての議論の時

間を設けるためここで休会したいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは専門部会を一旦休会とします。

～ 休会 ～

部 会 長 専門部会を再開します。公益委員の見解を申し上げました。この件について何かご意見やご質問等がございましたら頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

飯野委員 採決の前に使用者側から意見を述べさせていただきたいと思います。今年度の審議会におきまして、まずは中央の審議会から目安 63 円が伝達されておりますが、その中で公労使徹底した審議を行ってまいりました。この点についてはあらためて感謝申し上げたいと思います。その経過を踏まえまして、本日、公益委員から改めてプラス 65 円といった金額のご提示をいただきました。使用者側としては大変厳しいということを率直に申し上げたいと思っております。その上で本日の中央審議会の会長のお話ですとか総理ご自身が国の目安を超えて最低賃を引き上げる場合には、重点支援を講じたいというご発言があったと聞いておりますので、こういったことを踏まえまして使用者側としては全会一致でということはちょっと難しいと考えておりまして、各位委員の判断で採決に臨みたいと考えております。

部 会 長 労働者側の皆様はよろしいでしょうか。

委 員 (特になし)

部 会 長 それでは、公益委員見解に対して、当専門部会としての結論を採決により出したいと思います。

65 円の引上げという案に、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賃金室長 賛成が 4 です。

部 会 長 続いて、反対の方の挙手をお願いいたします。

賃金室長 反対が2です。

部 会 長 賛成が4、反対が2ということですので、本年度は、65 円引上げとして専門部会で決定します。

部 会 長 それでは、続きまして発効日について審議したいと思います。ただ今、採決により金額が決定しましたので、仮に本日答申をすることができる場合には、最短で 10 月4日が発効日ということになります。

 使用者側、労働者側からそれぞれご意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 それでは、最初に使用者側からお伺いします。

飯野委員 これまでの審議の中でも述べさせていただきましたけれども最短での発効ということで 1 日でも早く新しい金額を適用するという気持ちも理解しております。

 ただ、実際に 1～2 か月足らずで多くの中小零細企業が賃金の改定作業あるいは労働組合、従業員の過半数代表との協議とか、様々な手続き、負担、それから原資の確保という一番難しい課題もありますので、もし可能であれば、そうしたことも踏まえまして、例えば 11 月 1 日からなど少しでも遅らせていただけるということも選択肢としてあるのではないかとということを申し上げさせていただきます。

部 会 長 次に労働者側からお伺いします。

阿部委員 改定後の地域別最低賃金の発効日については、法令上こちらの日付が定められているわけではなく審議の結果で決まるものであること、また、発効の地点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項においても発効日は公労使で議論をして決定できるとされていることは

重々承知しております。

その上で労働者側といたしましては、やはり未組織労働者に対しても今春の春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の主旨を踏まえ、発効日についてはこれまでも最短の10月1日ということでこだわって議論してまいりましたし、今年度におきましても今ほどご説明がありました最短の10月4日であると考えております。

発効日との関係で一部の報道ですとか、他の地域でもありますけれど、10月から最低賃金額が改定されることによって年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じる現状を避けるためにも発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきといった意見もありますけれども、いわゆる「年収の壁」を含めての就業調整が行われていることを理由として最低賃金の引上げを阻害することはあってはならないと考えておりますので、労働者側としましては、今年度、65円引き上げについては10月4日の引上げであるべきと考えております。

部会長 そのほかご意見はございますか。

桑原委員 ただいまそれぞれのお立場からご意見を頂戴いたしましたけれども、最低賃金近傍で働く労働者の方々への影響、これを考慮いたしますと、一日でも早い対応が望ましいのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

部会長 ただ今、公労使からご意見がございました。ほかにご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私の方でただ今の議論を踏まえて申し上げますと、本年度は65円引き上げで、これは最低賃金近傍で働く労働者への物価高への対応という点が重視されていると考えます。そのため最短で10月4日を発効日と設定させていただきたいと考えておりますけれどもいかがでしょうか。

委 員 （異議なし）

部会長 よろしいでしょうか。それでは、発効日は10月4日といたします。

ここで、報告書の準備がございますので、休会とさせていただきます。

ます。よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 では休会といたします。

～ 休会 ～

部 会 長 それでは再開します。

事務局で、報告書（案）を準備の上、各委員にお配りし、読み上げてください。

指 導 官 本文のみ読み上げさせていただきます。

宮城県最低賃金の改正に関する報告書（案）

当専門部会は、令和7年7月16日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

別紙

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,038円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日

令和7年 10月4日

本文に戻ります。

なお、以下のとおり、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げ原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように業務改善助成金等の政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。また、各種制度の利用促進に向けた制度の周知や利便性向上に努めること。
- 2 価格転嫁対策については、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請 G メン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法および改正下請法の執行強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。
また、最終消費者である国民に対し、「良いモノやサービスには値が付く」ことの理解深化に向けて、各種啓発を行うこと。
- 3 中小企業・小規模事業者にとって賃上げ原資の確保が大きな課題となっていることから、「税・社会保険料負担等の軽減」や「賃上げ促進税制の拡充」等について早急に検討すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	熊	谷	真	宏
	桑	原	真	弓
	柳	井	雅	也
労働者代表委員	阿	部	祥	大
	泉		利	雄
	大	宮	正	巳
使用者代表委員	飯	野		守
	高	橋	裕	喜
	桃	井	健	次

部 会 長 ただ今の報告書（案）について、何かございませんでしょうか。

委 員 （特になし）

部 会 長 特にないようですので、これをもって本審会長への報告とさせていただきます。

これで、宮城県最低賃金専門部会における審議は、終了になります。連日の熱心なご審議、大変お疲れ様でした。

その他、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

補 佐 本審の日程等について、お伝えいたします。

答申をいただくための本審につきましては、8月8日（金）午後3時00分から仙台第4合同庁舎2階共用会議室で開催いたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。

本日の本審におきましては、採決の予定でございますが、審議会開始前に打ち合わせ等が必要な場合には、労働側委員の皆様は、8階認定室、使用者側委員の皆様は、8階賃金相談室を確保いたしましたので、ご利用ください。

また、休憩などにもご利用いただいて結構です。

以上でございます。

部 会 長 それでは、これをもちまして宮城県最低賃金専門部会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

（閉 会）